

国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則

平成16年4月1日制定

平成16年細則第 1号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 級別標準職務（第3条）
- 第3章 級別資格基準（第4条—第9条）
- 第4章 新たに職員となった者の職務の級及び本給月額（第10条—第17条）
- 第5章 昇格及び降格（第18条—第21条）
- 第6章 初任給基準又は本給表の適用を異にする異動（第22条—第23条）
- 第7章 削除
- 第8章 昇給（第28条—第36条）
- 第9章 特別の場合における本給月額の決定（第37条—第40条）
- 第10章 雜則（第41—第42条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号。以下「給与規程」という。）第5条第4項の規定により、職員の職務の級についての標準的な職務の内容、職務の級及び本給月額を決定する場合の基準等について、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本給月額 本給表に定められている号給の月額であって給与規程第25条の規定による本給の調整額を含まないものをいう。
- (2) 本給の月額 前号に掲げる本給に給与規程第25条の規定による本給の調整額及び給与規程の一部を改正する規程（平成18年規程第65号）附則第5項から第7項までに規定する額を含むものをいう。
- (3) 昇格 職員の職務の級を同一の本給表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 降格 職員の職務の級を同一の本給表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (5) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第6条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (6) 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (7) 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。
- (8) 再計算 異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてその時の初任給（平成16年4月1日以前となるときは、人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）を準用する。）を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる本給月額とすること。

第2章 級別標準職務

（級別標準職務）

第3条 紹介規程第5条第4項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第3章 級別資格基準

（級別資格基準表）

第4条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この細則において別に定める場合を除き、別表第2に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

（級別資格基準表の適用方法）

第5条 級別資格基準表は、その者に適用される本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は選考欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の選考欄は次に掲げる職員に適用する。

（1）選考により職員となった者

（2）前号に該当し、その後人事交流等により引き続いて国家公務員、地方公務員、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫（以下「公庫」という。）、特定独立行政法人及び非特定独立行政法人（以下「国家公務員等」という。）となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となった者及び正規の試験に基づいて国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となった者

3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、次に掲げる場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合（職員の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格に基づき、その者を次項の規定を適用する方が有利となる場合を含む。）には、その資格に応じた区分によることができる。

（1）一般職本給表（二）級別資格基準表の備考第2項に規定する場合

（2）教育職本給表（二）級別資格基準表の備考第2項に規定する場合

（3）医療職本給表（二）級別資格基準表の「准看護師養成所卒」の区分の場合

4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は選考欄に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

（経験年数の起算及び換算）

第6条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経験のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

（経験年数の調整）

第7条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第5に定める経験年数調整表（以下「経験年数調整表」という。）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

（経験年数の取扱いの特例）

第8条 級別資格基準表の備考に別段の定めがある次に掲げる場合における経験年数の取扱いについては、前二条の規定にかかわらず、次項に定めるところによる。

（1）一般職本給表（二）級別資格基準表の備考第3項に規定する場合

- (2) 教育職本給表 (二) 級別資格基準表の備考第1項に規定する場合
- (3) 教育職本給表 (三) 級別資格基準表の備考に規定する場合
- (4) 医療職本給表 (一) 級別資格基準表の備考に規定する場合
- (5) 医療職本給表 (二) 級別資格基準表の備考第2項に規定する場合

2 級別資格基準表の備考に規定する免許所有職員等の経験年数の取扱いについての「別段の定め」は、次に掲げるものとする。(給実甲第327号準用)

- (1) 免許取得の時期が遅延した者についての取扱いとして、経験年数が免許を取得した時以後のものとされている職員で、当該免許の取得に当たって施行された資格試験に合格した後において、免許の付与の手続の遅延等やむを得ない事情（本人の都合による場合を除く。）によって正式の免許の取得の時期が遅れたものについては、その試験に合格した時をもって、当該免許を取得した時とみなすことができる。
- (2) 免許取得前の経験についての取扱いとして、医療職本給表(一)又は医療職本給表(二)の適用を受ける職員のうち、免許取得前に免許を必要とする業務に關係のある業務に従事した経験を有するものについて、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、次の表の経験欄に掲げる経験に係る年数の8割の年数を免許取得後の経験年数として取り扱うことができる。

職 員	経 歴
歯科衛生士	口腔衛生業務の補助に従事した経験
歯科技工士	歯科技工に関する業務に従事した経験
診療放射線技師	診療放射線技師の業務に直接関係のある業務に従事した経験
臨床検査技師	臨床検査の業務に従事した経験
臨床工学技士	生命維持管理装置の操作及び保守点検に直接関係ある業務に従事した経験
理学療法士及び作業療法士	理学療法又は作業療法の業務に従事した経験
視能訓練士	視能訓練の業務に従事した経験
言語聴覚士	言語訓練、聴能訓練等に直接関係ある業務に従事した経験
救急救命士	5年以上消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急業務（以下「救急業務」という。）に従事した経験のうち5年を超える経験又は救急活動を行った時間が2,000時間に至った場合には、それまでの間に救急業務に従事した期間を超える経験
助産師及び看護師	准看護師の業務に従事した経験（医療職本給表(二)初任給基準表の備考第3項の規定の適用を受ける者にあっては、准看護婦の業務に従事した経験のうち3年を超える経験）

- (3) 医療職本給表(一)の適用を受ける歯科技工士のうち歯科技工士法附則第2条の規定による特例技工士としての経験を有するものについては、歯科技工士法施行規則附則第4項の規定により都道府県知事から証明書を交付された時以後の経験年数を免許取得後の経験年数として取り扱うことができる。

3 第1項第2号の規定の適用を受ける職員については、前条の規定は適用されない。

(特定の職員の在級年数の取扱い)

第9条 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

- (1) 第16条の規定の適用を受けた職員及び第17条第1号又は第2号に該当し、同条の規定の適用を受けた職員 部内の他の職員との均衡を考慮して、包括的に学長の承認があつたものとされる場合を除き、その都度学長の承認を得て定める期間
- (2) 第22条第1項に規定する異動をした職員 部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して、包括的に学長の承認があつたものとされる場合を除き、その都度学長の承認を得て定める期間
- (3) 降格した職員（初任給基準を異にする異動により降格した職員を除く。）又は退職の日

若しくはその日の翌日再び採用された職員 当該降格又は退職前においてその職務の級以上の職務の級に在職していた期間

- 2 在級年数の計算は、月を単位として行うものとする。

第4章 新たに職員となった者の職務の級及び本給月額

(新たに職員となった者の職務の級)

第10条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、級別資格基準表に定めるところにより決定する。

- 2 第16条の規定に掲げる者から職員となった者又は第17条第1号若しくは第2号に規定する職種に採用された者に前項の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ学長の承認を得たときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができます。

(新たに職員となった者の本給月額)

第11条 新たに職員となった者の本給月額は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第6に掲げる初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第20条第1項又は第21条第1項の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは選考欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

- 2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の本給月額については、前項の規定にかかわらず、第13条から第17条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の本給月額を前項の規定による号給より上位の本給月額とすることができます。

(初任給基準表の適用方法)

第12条 初任給基準表は、その者に適用される本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は選考欄の区分（職種欄及び選考欄の区分に定めがある一般職本給表（一）にあっては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

- 2 初任給基準表の選考欄の適用については、第5条第2項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において次に掲げる場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

- (1) 一般職本給表 (二) 初任給基準表の備考第2項に規定する場合
(2) 医療職本給表 (二) 初任給基準表の学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」の区分の場合

(学歴免許等の資格による本給月額の調整)

第13条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して経験年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際し、その者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に掲げる号給の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

(経験年数を有する者の本給月額)

第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の本給月額は、第11条第1項の規定による号給（前条の規定の適用を受ける者にあっては、

前条の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。) の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(第2号又は第4号に規定する者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあっては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって別に定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して学長が相当と認める年数を除く。)の月数にあっては、18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に別表第8アに定める昇給号給数表(一般職本給表(一)7級以下職員等昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8级以上であるもの又は教育職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものにあっては、別表第8イに定める一般職本給表(一)8级以上職員等昇給号給数表のC欄に掲げる号給数)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(別に定めのある者にあっては、当該号給の数に3を超えない範囲内で別に定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。

- (1) 第5条第2項第1号に掲げる者 その者に適用される初任給基準表の選考欄に対応する学歴免許等欄の資格(前条の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
 - (2) 第5条第2項第2号に掲げる者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数(前条の規定の適用を受ける者等で別に定めるものにあっては、別に定めるところにより得られる経験年数)
 - (3) 前二号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
 - (4) 第1号及び第2号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。)である者にあっては、級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数
- 2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して経験年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、前条の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。
- 3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前二項に定めるもののほか第6条から第8条までの規定を準用する。

(下位の区分を適用するほうが有利な場合の本給月額)

第15条 前二条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の選考欄より初任給の号給が下位である選考欄(「その他」の区分を含む。)を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の本給月額)

第16条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の本給月額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める本給月額とする。

- (1) 国家公務員 第10条の規定により決定された職務の級における本給月額は、職員となった日にその者が国家公務員であったものとした場合に国家公務員として受けこととなる俸給月額((以下「基礎額」という。)(一般職本給表(一)(二)の適用を受けることとなる者にあっては一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)における行政職俸給表(一)(二)、教育職本給表(一)の適用を受けることとなる者にあっては給与法における教育職俸給表(一)、医療職本給表(一)の適用を受けることとなる者にあっては給与法における医療職俸給表(二)、医

療職本給表（二）の適用を受けることとなる者にあっては給与法における医療職俸給表（三）に限る。）と同じ額の号給とし、基礎額が当該級の最高の号給の額を超えている場合は、最高の号給の額とする。

- (2) 地方公務員 教育職本給表（二）（三）の適用を受ける者に採用する場合の第10条の規定により決定された職務の級における本給月額は、職員となった日にその者が地方公務員であったものとした場合に地方公務員として受けることとなる給料月額（以下「基礎額」という。）と同じ額の号給（同じ額の号給がない場合は、直近上位の額の号給）とし、基礎額が当該級の最高の号給の額を超えている場合は、最高の号給の額とする。
- 2 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の本給月額は、当該職員となった日にその者が国立大学法人大分大学（以下「本法人」という。）の職員であったものとした場合に本法人の職員として受けることとなる本給月額とする。ただし、著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、異動直前で受けっていた本給月額等を基礎として、その者の本給月額を決定することができる。また、交流元において行われた特別昇給が、本法人の特別昇給と同一の制度であり、かつその運用も同様である場合には考慮することができる。
- (1) 国家公務員（前項の規定の適用を受ける者を除く。）
 - (2) 特定（非特定）独立行政法人の職員
 - (3) 地方公務員（前項の規定の適用を受ける者を除く。）
 - (4) 公庫に勤務する者
 - (5) 法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの
 - (6) 学長が前各号に掲げる者に準ずると認める者
- 3 本法人から人事交流等により、異動し、又は退職し、引き続いて次に掲げる者となり、かつ、引き続き在職した後引き続いて再び本法人の職員となった者の本給月額及び次期昇給の時期について、当該異動又は退職がなく継続して職員であったものとして、当該異動又は退職の直前に受けっていた本給月額等を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮しつつ昇格、昇給等の規定を適用して再計算した場合に、その者が再び職員となった日に受けることとなる本給月額及び次期昇給の時期の範囲内で決定できる。この場合において、その者が当該異動又は退職の直前に適用されていた本給表と異なる本給表を適用される職員となったときは、当該異動又は退職の直前に再び職員となった日に適用を受ける本給表への異動があつたものとして取り扱うものとする。また、交流先において行われた特別昇給が、本法人の特別昇給と同一の制度であり、かつその運用も同様である場合には考慮することができる。（給実甲第442号第3項準用）
- (1) 国家公務員
 - (2) 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員
 - (3) 非特定独立行政法人の職員
 - (4) 地方公務員
 - (5) 公庫、公団等の職員（公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2に規定する法人に勤務する者及び特別の法律の規定により国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。）
- 4 次に掲げる者から人事交流等以外により引き続いて職員となった者の本給月額は、学長に承認を得た場合に限り、当該職員となった日にその者が本法人の職員であったものとした場合に本法人の職員として受けることとなる本給月額とする。ただし、著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、異動直前で受けていた本給月額等を基礎として、その者の本給月額を決定することができる。また、異動前において行われた特別昇給が、本法人の特別昇給と同一の制度であり、かつその運用も同様である場合には考慮することができる。
- (1) 前項第1号及び第3号に規定する職員
 - (2) 学長が前号に規定する者に準ずると認める者

（特殊の職に採用する場合等の本給月額）

第17条 次に掲げる場合において、本給月額の決定について第14条又は第15条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ学長の承認を得て、その者の本給月額を決定することができる。

- (1) 極めて専門的な知識・経験を有する者をもって充てる必要のある教授、准教授、講師、助教及び助手の職種に職員を採用しようとする場合
- (2) 前号に規定する場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする職種に職員を採用しようとする場合

第5章 昇格及び降格

(昇格)

第18条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数を有しており、かつ、勤務成績が良好である者についてその者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

- 2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。
- 3 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合は、必要経験年数を満たしている場合のみ、この限りでない。

(上位資格の取得等による昇格)

第19条 職員が第5条第2項第1号の規定に該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分の適用を受けることとなった結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第19条の2 職員が次に掲げる場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第18条に規定する1級上位の職務の級への昇格、在級1年以上というような制約にかかわらず、あらかじめ学長の承認を得てその職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

- (1) 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）に定める派遣職員が職務に復帰した場合
- (2) 国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。）第15条のいずれかに該当して休職にされた職員が職務に復帰した場合
- (3) 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は業務の遂行に重大なる支障を生じ、職員としてそのまま在職することが著しく困難となった場合

(昇格の場合の本給月額)

第20条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される本給表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けている号給に対応する別表第7に掲げる昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に掲げる号給とする。

- 2 前二条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 第19条の規定により職員を昇格させた場合において、前二項の規定によるその者の本給月額が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給（第11条、第13条から第15条まで又は第17条により受けることとなる号給をいう。）に達しないときは、前二項の規定にかかわらず、その者の本給月額を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

- 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前三項の規定にかかわらず、昇格した日の前日に受けている号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給）とする。ただし、特別の事情によりこれにより難い場合は、この規定にかかわらず、その者の本給月額を決定することができる。
- 5 教育職本給表（二）又は教育職本給表（三）の職務の級3級又は4級に職員を昇格させた場合における当該昇格後の本給月額に関しては、給与規程別表第2ロの備考又はハの備考の規定の適用がないものとして第1項の規定を適用するものとする。

（降格の場合の本給月額）

第21条 職員を降格させた場合におけるその者の本給月額は、降格した日の前日に受けている号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2级以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 前二項の規定による職員の本給月額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の本給月額を決定することができる。
- 4 教育職本給表（二）又は教育職本給表（三）の職務の級3級又は4級から職員を降格させた場合における当該降格後の本給月額に関しては、給与規程別表第2ロの備考又はハの備考の規定の適用がないものとして第1項の規定を適用するものとする。

第6章 初任給基準又は本給表の適用を異にする異動

（初任給基準又は本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

- 第22条 職員を初任給基準又は本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合（初任給基準表の備考に異なる初任給の定めのある職務に異動させる場合を含む。）におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。
- 2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

（初任給基準又は本給表の適用を異にする異動をした職員の本給月額）

第23条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の本給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める本給月額とする。

- (1) 平成16年4月1日（国家公務員として在職していた者については、国家公務員となつた日。）（以下「基準日」という。）以後に新たに職員となった者（次号及び第3号に掲げる者を除く。）新たに職員となった時（免許等を必要とする職務に異動した者にあっては、その免許等を取得した時）から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてその時の初任給を基礎として準用し、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる本給月額
- (2) 基準日の前日から引き続き在職する職員及び基準日以後に新たに職員となった者のうち、その本給月額の決定について第16条又は第17条の規定の適用を受けた者 前号の基準に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる本給月額
- (3) 基準日以後に新たに職員となった者のうち、表①に掲げる職種相互間の異動に該当する異動をした者（ただし、次に掲げる異動を除く。） 本給月額は次号に規定するとおりとする。（給実甲第254号準用）
- ア 平成2年3月31日における号給が表②の号給欄の（ア）欄に掲げる号給である職員の同年4月1日以後における表①の「初任給基準の異動」欄中左欄の職種から右欄の職種への異動
- イ 平成8年3月31日における号給が表③の号給欄の（ア）欄に掲げる号給である職員

の同年4月1日以後における表①の「初任給基準の異動」欄中左欄の職種から右欄の職種への異動

表① 調整号数表

本給表	初任給基準の異動		調整号給
教育（一）	教務職員	助教，助手，UR A	4
教育（二）	助教諭，養護助教諭	教諭，養護教諭	0

備考 「初任給基準の異動」欄中、左欄の職種から右欄の職種に異動した場合には、その異動に係る「調整号数」欄の号数を加える。

表②

本給表	職務の級	(ア)	(イ)
教育（一）	1級	5号給から7号給まで	6号給から8号給まで
	2級	1号給から3号給まで	2号給から4号給まで

表③

本給表	職務の級	(ア)	(イ)
教育（一）	1級	10号給から18号給まで	
	2級		7号給から14号給まで

（4） 前号に規定する異動に該当する異動をした職員の当該異動後の本給月額は、異動前の職務の級と異動後の職務の級が同一の職務の級であるときは、その者の異動の日の前日における号給の号数にその異動に係る表①の「調整号数」欄の号数を加えて得られる号数の号給（当該号数が当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数となるときは、最高の号給（以下「調整後の号給」という。）とし、異動前の職務の級と異動後の職務の級が異なる職務の級であるときは、異動前の職務の級と異動後の職務の級が同一の職務の級であるとした場合の調整後の号給を当該異動の日の前日において受けたものとして第20条第1項又は第21条第1項の規定を適用した場合に得られる号給とする。

- 2 前項の規定によるその者の本給月額が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の本給月額とすることができる。
- 3 第20条及び第21条の規定は、初任給基準を異にする異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の本給月額については適用しない。

第7章 削除

第24条から第27条まで 削除

第8章 昇給

（昇給の時期）

第28条 給与規程第9条第1項の規定による昇給の時期は、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

（昇給についての勤務成績の証明）

第29条 給与規程第9条第1項の規定による昇給は、昇給させようとする者の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者（課の長又はこれに相当する者以上の者をいう。）の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

第30条 削除

(昇給区分及び昇給の号給数)

第31条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、第29条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、各号に規定する職員に該当するか否かの判断は、別に定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 別に定める事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D
- (2) 別に定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、学長の承認を得て、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

4 前三項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、Aの昇給区分に係るものにあっては100分の5以内とし、Bの昇給区分に係るものにあっては100分の20以内とする。ただし、次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める割合とする。

- (1) 教育職本給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの、教育職本給表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの、医療職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職本給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの Aの昇給区分に係る割合については100分の10以内、Bの昇給区分に係る割合については100分の30以内
- (2) 一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの Aの昇給区分に係る割合については100分の10以内、Bの昇給区分に係る割合については100分の30以内
- (3) 次に掲げる職員（ウからキまでに掲げる職員にあっては、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してアに掲げる職員に相当するものに限る。） 100分の25以内（そのうちAの昇給区分に係る割合については、100分の5以内）

- ア 一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもの
- イ 一般職本給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が1級であるもの
- ウ 教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもの
- エ 教育職本給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもの
- オ 教育職本給表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもの
- カ 医療職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもの
- キ 医療職本給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもの

5 給与規程第9条第1項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第8昇給号給数表に定める号給数とする。

6 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第20条第3項、第23条第2項若しくは第37条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定され

た日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（号給の決定に係る事情等を考慮した場合に、その者の昇給の号給数を相当する号給数とすることが部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる職員にあっては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で学長が認める号給数）とする。

- 7 前二項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。
- 8 第5項又は第6項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は初任給基準を異にする異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第5項及び第6項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

第32条 削除

（研修、表彰等による昇給）

第33条 勤務成績の特に良好な職員が次の各号の一に該当する場合には、給与規程第11条本文の規定にかかわらず、当該各号に掲げる日に、同規程第9条第1項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績のあったことにより、又は業務のため顕著な功労のあったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

（特別の場合の昇給）

第34条 勤務成績の特に良好な職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、学長の承認を得て定める日に、給与規程第9条第1項の規定による昇給をさせることができる。

（最高号給を受ける職員についての適用除外）

第35条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第36条 削除

第9章 特別の場合における本給月額の決定

（上位資格の取得等の場合の本給月額の決定）

第37条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合（第20条第4項の規定の適用を受ける場合を除く。）又は学長が認めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の本給月額を上位の本給月額に決定することができる。

（復職時等における本給月額の調整等）

第38条 休職にされた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し若しくは育児・介護休業から復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、派遣期間、休業の期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第9に掲げる休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間（以下「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日の翌日以降における最初の昇給日又はそのいずれかの日に昇給の場合に準じてその者の本給月額を調整することができる。

2 前項の規定による調整方法等については、次に掲げる各号のとおりとする（給実甲第192号準用）。

- (1) 復職等の日における復職時調整は、休職等の期間の初日において受けている号給（以下「基準号給」という。）の号数に、休職等の期間の初日の直前の昇給日（休職等の期間の初日が昇給日である場合にあっては、その日。以下「基準日」という。）から復職等の日の直前の昇給日の前日（復職等の日が昇給日である場合にあっては、その前日）までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給を超えない範囲内で行うものとし、復職等の日後の最初の昇給日における復職時調整は、基準号給の号数に、基準日から復職等の日後の最初の昇給日の前日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給を超えない範囲内で行うものとする。
- (2) 調整数は、算定期間ごとに次のア及びイに規定する数を合算して得た数とする。
- ア 当該算定期間に係る標準号給数（給与規程第9条第2項に規定する当該職員に係る標準となる号給数をいう。以下「標準号給数」という。）の号数に当該算定期間における合算期間（当該算定期間のすべてが休職等の期間である場合にあっては、調整期間）の月数を12月で除した数を乗じて得た数（当該数が当該算定期間後の最初の昇給日における昇給の号給数に相当する数に達しない場合にあっては、当該昇給の号給数に相当する数）
- イ 当該算定期間においてその者の受けた第34条又は第35条に規定するところによる昇給（基準日から休職等の日の初日までの期間におけるものを除く。）の号給数に相当する数
- (3) 休職等の期間以外の勤務しなかった日数（別に定める事由により勤務しなかった日数を除く。）が合算期間の6分の1に相当する期間の日数以上となる算定期間、停職、減給又は戒告処分があった期間に係る前号アに規定する数の算定に当たっては、当該算定期間においてこれら的事実に該当した場合における昇給の取扱いに準じ、標準号給数の号数に達しない範囲内の号数をその算定の基礎となる号数とするものとする。
- (4) 第1号の規定にかかわらず、復職等の後再び休職等のため勤務しない職員及び勤務しないこととなる職員については復職時調整の時期を延期することができる。この場合において、復職時調整の時期を延期した当該休職等の期間については、その後の期間と合わせて復職時調整を行うことができるものとする。

3 休職等の期間中又は復職等の日から復職等の日後の最初の昇給日までの期間中に昇格、降格等をした職員の第1項の規定による調整方法等については、次に掲げる各号のとおりとする。（給実甲第192号準用）

- (1) 休職等の期間中又は復職等の日から復職等の日後の最初の昇給日までの期間中に第20条第1項に該当する昇格をした職員の昇格の日以後に行う復職時調整は、次に掲げるところにより、基準日から昇格の日の直前の昇給日の前日までの期間に係る復職時調整及び昇格の日の直前の昇給日以後の期間に係る復職時調整を順次行ったものとした場合に得られるところによる。この場合において、アによる調整の過程において前項第2号に規定する「合算して得た数」に1未満の端数が生じたときは、これをイによる調整の過程における同号に規定する「合算して得た数」に合算することができる。
- ア 昇格の日を復職等の日とみなして、前項の規定に基づき、基準日から昇格の日の直前の昇給日の前日までの期間に係る復職時調整を行う。
- イ アにより得られる号給を昇格の日の前日に受けているものとみなして第20条第1項の規定を適用した場合に得られる昇格直後の号給を基礎とし、前項の規定に基づき、昇格の日の直前の昇給日以後の期間に係る復職時調整を行う。
- (2) 休職等の期間中又は復職等の日から復職等の日後の最初の昇給日までの期間中に第21条第1項に該当する降格をした職員の降格の日以後に行う復職時調整については、前号に準じて取り扱う。
- (3) 休職等の期間中又は復職等の日以後復職時調整の以前の期間中に第22条第1項に規定する異動があった場合は、第23条の規定を適用して再計算した場合に休職等の期間

の初日に受けることとなる号給を基礎として、基準日に相当する日以後の期間について復職時調整を行う。この場合において、前各号に該当することとなるときは、それぞれそれに準じて取り扱うものとする。

第39条 削除

(本給の訂正)

第40条 職員の本給の決定に誤りがあり、学長がこれを訂正する必要があると認める場合は、将来に向かってその訂正（昇給期間の短縮を含む。）を行うことができる。

第10章 雜則

(特例)

第41条 第16条及び第17条の規定による特殊の職に採用する場合等の本給月額の決定については、次の各号に定める特例によることができる。なお、この特例の実施に当たっては、あらかじめ学長の承認を得て行うとともに、職員間に不均衡を生じないように十分配慮し、適切な運用を図るものとする。

(1) 教育職本給表を適用して職員の級・号級を算定するにあたっては、次に掲げるものを準用することができる。なお、算定には本法人の発足以前に係る仮定計算を含むものとする。

ア (ア) 「給実乙第74号」(昭和39年12月28日)
教育職俸給表の適用を受ける職員の職務の級及び俸給月額の決定等について

(イ) 「文人給第165号」(昭和44年8月13日)
給実乙第74号の取扱いについて

イ (ア) 「給実乙第576号」(昭和62年5月1日)
教育職俸給表の適用を受ける職員の職務の級及び俸給月額の決定等について

(イ) 「10人給第7号」(平成10年9月30日)
昭和62年給実乙第576号の取扱いについて

(2) 医療職本給表を適用して職員の級・号級を算定するにあたっては、第1条の趣旨により、次の各号に掲げるものを準用し適用することができる。なお、算定には本法人の発足以前に係る仮定計算を含む。

ア (ア) 「給実乙第1184号」(平成2年12月26日)
医療職俸給表(二)の適用を受ける薬剤師等の初任給の決定について

(イ) 「国人第80号」(平成5年5月18日)
医療職俸給表(二)の適用を受ける薬剤師等の初任給の決定について

イ (ア) 「給実乙第445号」(昭和49年4月27日)
医療職俸給表(三)の適用を受ける職員の初任給等の決定について

(イ) 「国人第185号」(昭和49年9月6日)
医療職俸給表(三)の適用を受ける職員の初任給等の決定について

(この細則により難い場合の措置)

第42条 この細則に定めるもののほか、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する取扱いについては、必要に応じ、学長が国家公務員等の例に準じてその都度定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 本法人の設立の際、現に文部科学省の職員である者の本給月額は、本法人の成立の日において、第16条第1項第1号の規定に準じて決定するものとする。

附 則 (平成17年細則第3号)

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年細則第9号）

（施行期日）

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
（施行日における昇格又は降格の特例）
- 2 施行日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる号給を施行日の前日に受けたものとみなして、第20条又は第21条の規定を適用する。
（初任給に関する経過措置）
- 3 平成19年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、採用日から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から第11条第1項の規定による号給（第13条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができるとされている号給を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が特定職員（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び第30条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）であるときは、3）で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）をさかのぼった日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼった日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数をさかのぼった日が同日の属する年の11月1日（特定職員にあっては、同年の10月1日）以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日）の翌日から採用日までの間における第28条に規定する昇給日（平成19年1月1日から平成22年1月1日までの間ににおけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。
（平成19年1月1日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例）
- 4 平成19年1月1日までの間における第31条第1項、第3項第1号及び第6項の規定の適用については、同条第1項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「DまたはE（給与規程第9条第3項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、C、D又はE）」と、同条第3項第1号中「昇給日前1年間」とあるのは「平成18年4月1日から同年12月31日までの期間」と、同条第6項中「前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第20条第3項、第23条第2項若しくは第37条の規定により号給を決定された特定職員」とあるのは「平成19年1月1日における特定職員」と、「その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日」とあるのは「平成18年4月1日（同日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第20条第3項、第23条第2項若しくは第37条の規定により号給を決定された特定職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日）」とする。
（平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における昇給の号給数の特例）
- 5 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における第31条第5項の規定の適用については、同項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数（当該号給数が負となるときは零）」とする。
（平成19年1月1日における一般職員の昇給の号給数等）
- 6 平成19年1月1日において、特定職員以外の職員（以下「一般職員」という。）を給与規程第9条第1項の規定による昇給（第33条又は第34条に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数（以下「基準号給数」という。）に相当する数から1を減じて得た数に、施行日（施行日後に新たに職員となった一般職員又は施行日後に第20条第3項、第23条第2項若しくは第37条の規定により号給を決定された一般職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日）から平成18年12月31日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。
 - (1) この項による号給数が零となる一般職員
 - (2) 給与規程第9条第3項の規定の適用を受ける一般職員で次項第2号又は第3号に掲げ

る一般職員に該当するもの

(3) 次項第3号に掲げる一般職員で学長が昇給させることが相当でないと認めるもの

7 一般職員の基準号給数は第29条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1) 勤務成績が従前の特別昇給の基準に照らした場合に特に良好である一般職員 8号給以上（給与規程第9条第3項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、4号給以上）

(2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給

(3) 勤務成績が従前の昇給延伸の基準に照らした場合に良好であると認められない一般職員 3号給以下

8 別に定める事由以外の事由によって施行日から平成18年3月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前二項の規定を適用する。

9 附則第6項の規定による昇給の号給数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けている号給（同月1日において職務の級を異にする異動又は第22条に規定する異動をした一般職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

附 則（平成18年細則第35号）

この細則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年細則第11号）

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年細則第25号）

この細則は、平成19年12月25日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成20年細則第1号）

この細則は、平成20年1月15日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則の規定は、同年1月1日から適用する。

附 則（平成20年細則第6号）

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年細則第12号）

この細則は、平成20年4月15日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成20年細則第15号）

この細則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成21年細則第2号）

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

2 施行日の前日以前より本学に在職する主幹教諭が、本学の主幹教諭として継続して勤務する期間については、別表第1ホ 教育職本給表（三）級別標準職務表の規定にかかわらず、改正前の規定を適用し職務の級を3級のままとする。

附 則（平成21年細則第50号）

この細則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年細則第6号）
この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年細則第5号）
(施行期日)

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
(初任給に関する経過措置)
- 2 平成18年細則第9号附則第3項中「第28条に規定する昇給日（平成19年1月1日から平成22年1月1日までの間におけるものに限る。）」とあるのは、「第28条に規定する昇給日（平成19年1月1日から平成22年1月1日まで（平成23年4月1日以後新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあっては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで）の間におけるものに限る。）」と読み替えて適用する。

附 則（平成24年細則第2号）
この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年細則第5号）
この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年細則第8号）
(施行期日)

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
(初任給に関する経過措置)
- 2 平成18年細則第9号附則第3項中「第28条に規定する昇給日（平成19年1月1日から平成22年1月1日までの間におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。」とあるのは、「第28条に規定する昇給日（次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。
 - (1) 次号から第4号に掲げる職員以外の職員 平成19年1月1日から平成22年1月1日まで
 - (2) 平成23年4月1日以後新たに職員となり、同日において43歳に満たない者（次号及び第4号に掲げる職員を除く。） 平成19年1月1日から平成21年1月1日まで
 - (3) 平成24年4月1日以後新たに職員となり、同日において36歳に満たない者（次号に掲げる職員を除く。） 平成19年1月1日から平成20年1月1日
 - (4) 平成24年4月1日以後新たに職員となり、同日において30歳に満たない者 平成19年1月1日と読み替えて適用する。

附 則（平成25年細則第1号）
この細則は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平成25年細則第4号）
(施行期日)

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
(初任給に関する経過措置)
- 2 平成18年細則第9号附則第3項中「第28条に規定する昇給日（平成19年1月1日から平成22年1月1日までの間におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。」とあるのは、「第28条に規定する昇給日（次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。）の数に相当する号数を

特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

- (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 平成19年1月1日から平成22年1月1日まで
 - (2) 平成25年4月1日以後新たに職員となり、同日において45歳に満たない者（次号及び第4号に掲げる職員を除く。） 平成19年1月1日から平成21年1月1日まで
 - (3) 平成25年4月1日以後新たに職員となり、同日において39歳に満たない者（次号に掲げる職員を除く。） 平成19年1月1日から平成20年1月1日
 - (4) 平成25年4月1日以後新たに職員となり、同日において37歳に満たない者 平成19年1月1日
- と読み替えて適用する。

附 則（平成25年細則第18号）

この細則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年細則第5号）

（施行期日）

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
（初任給に関する経過措置）
- 2 平成18年細則第9号附則第3項中「平成19年1月1日以後」とあるのは、「平成26年4月1日（以下「調整日」という。）以後」と、「その者の号給の決定について第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者」とあるのは、「その者の号給の決定について第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者（調整日において38歳に満たない者を除く。）」と、「第28条に規定する昇給日（平成19年1月1日から平成22年1月1日までの間ににおけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給」とあるのは、「第28条に規定する昇給日（次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給」とする。
 - (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 平成19年1月1日から平成22年1月1日まで
 - (2) 調整日において46歳に満たない者（次号及び第4号に掲げる職員を除く。） 平成19年1月1日から平成21年1月1日まで
 - (3) 調整日において45歳に満たない者（次号に掲げる職員を除く。） 平成19年1月1日から平成20年1月1日
 - (4) 調整日において40歳に満たない者 平成19年1月1日

附 則（平成26年細則第11号）

（施行期日）

- 1 この細則は、平成27年1月1日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「新細則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 平成26年4月1日から新細則の施行の日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の新細則第20条第1項の規定による号給が改正前の本細則第20条第1項の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の新細則第20条第1項の規定にかかわらず、改正前の本細則第20条第1項の規定による号給とするものとする。
- 3 新細則の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(平成27年1月1日における昇給の号給数の特例)

- 4 平成27年1月1日における第31条第5項の規定の適用については、同項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数（当該号給数が負となるときは、零）」とする。

附 則（平成26年細則第16号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年細則第8号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年細則第14号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年細則第2号）

（施行期日）

- 1 この細則は、平成28年3月1日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「新細則」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成27年4月1日から新細則の施行の日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新細則第20条第1項の規定による号給が改正前の国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「旧細則」という。）第20条第1項の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新細則第20条第1項の規定にかかわらず、旧細則第20条第1項の規定による号給とするものとする。

- 3 新細則の施行の日から平成28年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成28年細則第30号）

（施行期日）

- 1 この細則は、平成29年1月1日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「新細則」という。）の規定は、第38条を除き、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成28年4月1日から新細則の施行の日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新細則第20条第1項の規定による号給が改正前の国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「旧細則」という。）第20条第1項の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新細則第20条第1項の規定にかかわらず、旧細則第20条第1項の規定による号給とするものとする。

- 3 新細則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成29年細則第1号）

この細則は、平成29年1月24日から施行する。

附 則（平成29年細則第21号）
(施行期日)

- 1 この細則は、平成30年1月1日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「新細則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 平成29年4月1日から新細則の施行の日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新細則第20条第1項の規定による号給が改正前の国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「旧細則」という。）第20条第1項の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新細則第20条第1項の規定にかかわらず、旧細則第20条第1項の規定による号給とするものとする。
- 3 新細則の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成30年細則第5号）
この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年細則第29号）
(施行期日)

- 1 この細則は、平成31年1月1日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「新細則」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 平成30年4月1日から新細則の施行の日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新細則第20条第1項の規定による号給が改正前の国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「旧細則」という。）第20条第1項の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新細則第20条第1項の規定にかかわらず、旧細則第20条第1項の規定による号給とするものとする。
- 3 新細則の施行の日から平成31年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和2年細則第1号）
(施行期日)

- 1 この細則は、令和2年1月7日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「新細則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 平成31年4月1日から新細則の施行の日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新細則第20条第1項の規定による号給が改正前の国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「旧細則」という。）第2

0条第1項の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新細則第20条第1項の規定にかかわらず、旧細則第20条第1項の規定による号給とするものとする。

- 3 新細則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和4年細則第4号）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年細則第21号）

この細則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和5年細則第1号）

（施行期日）

- 1 この細則は、令和5年1月5日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「新細則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 令和4年4月1日から新細則の施行の日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新細則第20条第1項の規定による号給が改正前の国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「旧細則」という。）第20条第1項の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新細則第20条第1項の規定にかかわらず、旧細則第20条第1項の規定による号給とするものとする。
- 3 新細則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和5年細則第26号）

（施行期日）

- 1 この細則は、令和6年1月1日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「新細則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 令和5年4月1日から新細則の施行の日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新細則第20条第1項の規定による号給が改正前の国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「旧細則」という。）第20条第1項の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新細則第20条第1項の規定にかかわらず、旧細則第20条第1項の規定による号給とするものとする。
- 3 新細則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和5年細則第27号）

この細則は、令和6年1月1日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年細則第29号）
この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年細則第15号）
この細則は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7年細則第8号）
この細則は、令和7年3月1日から施行する。

- 附 則（令和7年細則第28号）
(施行期日)
- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。
(切替における昇格又は降格した職員の号給の特例)
 - 2 施行日（以下「切替日」という）に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けているとみなして、第20条又は第21条の規定を適用する。

別表第1 級別標準職務表（第3条関係）

イ 一般職本給表（一）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	一般職員の職務
2級	1 困難な業務を行う一般職員の職務 2 主任の職務
3級	1 困難な業務を行う主任の職務 2 係長及び相当職の職務 3 技術専門職員の職務
4級	1 困難な業務を行う係長及び相当職の職務 2 副課長及び相当職の職務 3 困難な業務を行う技術専門職員の職務
5級	1 困難な業務を行う副課長及び相当職の職務 2 課長、事務長及び相当職の職務 3 技術専門員の職務
6級	困難な業務を行う課長、事務長及び相当職の職務
7級	部長の職務
8級	1 困難な業務を行う部長の職務 2 事務局長の職務
9級	困難な業務を行う事務局長の職務
10級	特に困難な業務を行う事務局長の職務

ロ 一般職本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 自動車運転手の職務 2 調理師の職務 3 看護助手の職務 4 用務員の職務
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする調理師の職務 3 相当の技能又は経験を必要とする看護助手の職務 4 用務員長又は特に困難な業務を行う用務員の職務
3級	1 高度の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 2 調理主任、数名の調理師を直接指揮監督する副主任又は高度の技能若しくは経験を必要とする調理師の職務 3 数名の看護助手を直接指揮監督する職長又は高度の技能又は経験を必要とする看護助手の職務 4 数名の用務員等を直接指揮監督する用務員長又は特に困難な業務を行う用務員長の職務
4級	1 調理師長又は多数の調理師を直接指揮監督する主任の職務 2 数名の看護助手を直接指揮監督する職長又は特に困難な業務を行う看護助手の職務

5 級	1 多数の調理師を直接指揮監督する調理師長の職務 2 極めて多数の看護助手を直接指揮監督する職長の職務
-----	--

ハ 教育職本給表（一）級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	教務職員の職務
2 級	助教、助手又はURAの職務
3 級	講師又は困難な業務を行うURAの職務
4 級	准教授又は特に困難な業務を行うURAの職務
5 級	教授又は総括URAの職務

ニ 教育職本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	特別支援学校の助教諭又は養護助教諭の職務
2 級	特別支援学校の教諭又は養護教諭の職務
特2級	特別支援学校の主幹教諭の職務
3 級	特別支援学校の教頭の職務
4 級	特別支援学校の校長の職務

ホ 教育職本給表（三）級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	幼稚園、小学校又は中学校の助教諭又は養護助教諭の職務
2 級	1 幼稚園、小学校又は中学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭の職務 2 幼稚園の教頭の職務
特2級	1 小学校又は中学校の主幹教諭の職務 2 小学校又は中学校の指導教諭の職務
3 級	1 幼稚園の園長の職務 2 小学校又は中学校の教頭の職務
4 級	1 幼稚園の園長の職務 2 小学校又は中学校の校長の職務

ヘ 医療職本給表（一）級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	1 診療放射線技師の職務 2 栄養士の職務 3 臨床検査技師の職務 4 理学療法士又は作業療法士の職務 5 歯科技工士又は歯科衛生士の職務 6 臨床工学技士の職務 7 視能訓練士の職務 8 言語聴覚士の職務 9 精神保健福祉士又は社会福祉士の職務 10 救急救命士の職務
2 級	1 薬剤師又は公認心理師の職務 2 困難な業務を行う診療放射線技師、栄養士、臨床

	検査技師, 理学療法士, 作業療法士, 歯科技工士, 歯科衛生士, 臨床工学技士, 視能訓練士, 言語聴覚士, 精神保健福祉士, 社会福祉士又は救急救命士の職務
3級	<p>1 困難な業務を行う薬剤師又は公認心理師の職務</p> <p>2 主任診療放射線技師, 主任栄養士, 主任臨床検査技師, 薬剤主任, 主任理学療法士, 主任作業療法士, 主任歯科技工士, 主任歯科衛生士, 主任臨床工学技士, 主任視能訓練士, 主任言語聴覚士, 主任精神保健福祉士、主任社会福祉士, 主任公認心理師又は主任救急救命士の職務</p> <p>3 特に困難な業務を行う診療放射線技師, 栄養士, 臨床検査技師, 理学療法士, 作業療法士, 歯科技工士, 歯科衛生士, 臨床工学技士, 視能訓練士, 言語聴覚士, 精神保健福祉士, 社会福祉士又は救急救命士の職務</p>
4級	<p>1 副薬剤部長, 診療放射線技師長, 栄養管理室長, 臨床検査技師長, 理学療法士長, 作業療法士長, 臨床工学技士長, 副診療放射線技師長, 副臨床検査技師長, 副理学療法士長, 副作業療法士長又は副臨床工学技士長の職務</p> <p>2 困難な業務を行う主任診療放射線技師, 主任栄養士, 主任臨床検査技師, 薬剤主任, 主任理学療法士, 主任作業療法士, 主任歯科技工士, 主任歯科衛生士, 主任臨床工学技士, 主任視能訓練士, 主任言語聴覚士, 主任精神保健福祉士, 主任社会福祉士, 主任公認心理師又は主任救急救命士の職務</p> <p>3 特に困難な業務を行う薬剤師又は公認心理師の職務</p>
5級	<p>1 困難な業務を行う副薬剤部長, 診療放射線技師長, 栄養管理室長, 臨床検査技師長, 理学療法士長, 作業療法士長, 臨床工学技士長, 副診療放射線技師長, 副臨床検査技師長, 副理学療法士長, 副作業療法士長又は副臨床工学技士長の職務</p> <p>2 特に困難な業務を行う薬剤主任又は主任公認心理師の職務</p>
6級	特に困難な業務を行う副薬剤部長, 診療放射線技師長, 栄養管理室長, 臨床検査技師長, 理学療法士長, 作業療法士長又は臨床工学技士長の職務

ト 医療職本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	准看護師の職務
2級	<p>1 看護師の職務</p> <p>2 保健師又は助産師の職務</p>
3級	<p>1 副看護師長の職務</p> <p>2 特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務</p>
4級	看護師長の職務
5級	<p>1 副看護部長の職務</p> <p>2 看護部長の職務</p>
6級	困難な業務を行う看護部長の職務

7 級	特に困難な業務を行う看護部長の職務
-----	-------------------

備考

3級の2に定める職務は、専門看護師若しくは認定看護師の資格を有する看護師又は保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づく特定行為研修を修了した看護師が、当該高度な専門性に基づいて遂行する職務とする。

別表第2 級別資格基準表(第4条関係)

イ 一般職本給表(一) 級別資格基準表

試験	学歴	職務の級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
正規の試験	I種 大学卒		4	4	2	2	2	2	2	2	2
		0	5	9	11	13	15	17	19	21	21
	II種 大学卒	3	4	4	2	2	2	2	2	2	2
		0	3	7	11	13	15	17	19	21	23
	III種 高校卒	8	4	4	2	2	2	2	2	2	2
		0	8	12	16	18	20	22	24	26	28
	A種 大学卒	3	4	4	2	2	2	2	2	2	2
B種 短大卒		0	3	7	11	13	15	17	19	21	23
		5.5	4	4	2	2	2	2	2	2	2
		0	6	10	14	16	18	20	22	24	26
法人	大学卒	3	4	4	2	2	2	2	2	2	2
		0	3	7	11	13	15	17	19	21	23
その他	中学卒	9	4	4	2	2	2	2	2	2	2
		3	12	16	20	22	24	26	28	30	32

ロ 一般職本給表(二) 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
技能職員	高校卒		6		別に定める	別に定める
		0	6		別に定める	別に定める
労務職員	中学卒		9		別に定める	別に定める
		0	9		別に定める	別に定める

備考

1 職種欄の区分は、その区分に応じて次に掲げる者に適用する。

一 技能職員

- (1) 調理師
- (2) 自動車運転手
- (3) 看護助手
- (4) 上記の(1)から(3)までに掲げる者の業務に準ずる技能的業務に従事する

者

- 二 労務職員 用務員等労務に従事する者
 2 備考1に規定する技能職員のうち(3)に掲げる者でその者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しないものに対するこの表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、その者の学歴免許等の資格にかかわらず、「高校卒」の区分による。

ハ 教育職本給表(一) 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
教授 総括URA	大学卒			0	9	16
	短大卒			0	12	19
准教授	大学卒		6	3		
	短大卒	0	6	9		
講師	大学卒		6			
	短大卒	0	6			
助教 助手	大学卒		0			
	短大卒	0	2.5			
URA	大学卒		6	3		
	短大卒	0	6	9		
教務職員	大学卒		2.5	6	3	
	短大卒	0	2.5	9	12	

ニ 教育職本給表(二) 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級			
		1級	2級	3級	4級
校長頭 教諭 養護教諭	大学卒		0	16	25
	短大卒		0	19	28
助教諭 養護助教諭	大学卒		0		
	短大卒	0	2.5		

備考

- 1 この表を適用する場合における職員の経験年数は、その者が次の表の基礎学歴欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以降の経験年数から、その者に適用されるこの表の学歴免許等の区分に応じて次の表の経験年数欄に定める年数を減じた年数

(その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の一から五までの区分に属する者にあってはその年数に1年を、同表の1の八の区分に属する者にあってはその年数に6月を加える年数)とする。

基礎学歴	調整年数		
	大学卒	短大卒	高校卒
高校3卒	4年	2年	
旧中5卒	5年	3年	1年

2 教諭のうち教育職員免許法(昭和24年法律第147号)附則第10項の規定により高等学校教諭の1種免許状を授与された者(教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和63年法律第106号)による改正前の教育職員免許法附則第10項の規定により高等学校教諭2級普通免許状を授与された者を含む。)に対する学歴免許等の区分の適用については、「大学卒」の区分によるものとする。この場合において、この表の職務の級2級欄に定める必要経験年数については、「別に定める」とされているものを除き、1年とする。

ホ 教育職本給表(三) 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
校園教頭	大学卒		0	0	11	24
	短大卒		0	0	14	27
主幹教諭 指導教諭	大学卒			7		
	短大卒		0	7		
教諭 養護教諭 栄養教諭	大学卒			9.5		
	短大卒		0	9.5		
助教諭 養護助教諭	大学卒					
	短大卒	0				

備考

この表を適用する場合における職員の経験年数については、教育職本給表(一)級別資格基準表の第1項の規定を準用する。

ヘ 医療職本給表(一) 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
薬剤師	大学6卒		2	3	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
		0	2	5					
	大学卒		5	3	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
栄養士	大学卒		0	5	8	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
		2.5	5	3					
	短大卒	0	2.5	8	11	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
栄養士	大学卒			5	3	別に定める	別に定める		
		0	5	8					
短大卒		2.5	5	3	別に	別に			

		0	2.5	8	11	定める	定める		
診療放射線技師	大学卒			5	3	別に定める	別に定める		
	短大3卒	0	1	5	3	別に定める	別に定める		
臨床検査技師	大学卒			5	3	別に定める	別に定める		
	短大3卒	0	1	5	3	別に定める	別に定める		
臨床工学技士	大学卒			5	3	別に定める	別に定める		
	短大3卒	0	1	5	3	別に定める	別に定める		
理学療法士	大学卒			5	3	別に定める	別に定める		
	短大3卒	0	1	5	3	別に定める	別に定める		
作業療法士	大学卒			5	3	別に定める	別に定める		
	短大3卒	0	1	5	3	別に定める	別に定める		
視能訓練士	大学卒			5	3	別に定める			
	短大3卒	0	1	5	3	別に定める			
言語聴覚士	大学卒			5	3	別に定める			
	短大3卒	0	1	5	3	別に定める			
歯科衛生士	短大3卒	0	1	5	別に定める	別に定める			
	短大卒	0	2.5	5	別に定める	別に定める			
	新高4卒	0	4	5	別に定める	別に定める			
歯科技工士	短大卒	0	2.5	5	別に定める	別に定める			
	高校卒	0	5	5	別に定める	別に定める			

精神保健福祉士	大学卒		0	5	3	別に定める		
社会福祉士	短大卒		2.5	5	3	別に定める		
公認心理師	大学卒		0	5	3	別に定める		
	大学卒		5	3	別に定める			
			0	5	8			
救急救命士	短大3卒		1	5	3	別に定める		
		0	1	6	9			
	短大卒		2.5	5	3	別に定める		
		0	2.5	8	11			
高校卒		5	5	3	別に定める			
		0	5	10	13			
その他	短大卒	0	別に定める	別に定める				
	高校卒	0	別に定める	別に定める				
	中学卒	4	別に定める	別に定める				

備考

- 薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師及び救急救命士にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した以後のものとする。ただし、学長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 職種欄の「歯科技工士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大3卒」であるものに対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「2.5」とあるのは、「1」とする。

ト 医療職本給表（二）級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
保健師 助産師 看護師	大学卒			5	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	短大卒			0	5			
准看護師	准看護師 養成所卒			7	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
				0	7			

備考

- 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所の卒業を示す。
- この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時（助産師で看護師免許を有する職員にあっては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、学長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

3 別表第1トの3級の2に定める職務を行う看護師に対するこの表の適用については、職務の級3級の欄中「5」とあり、及び「7」とあるのは、「0」とする。

別表第3 学歴免許等資格区分表（第5条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒	海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業

		(2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

別表第4 経験年数換算表（第6条関係）

経歴	換算率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	100／100
その他の期間	100／100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）	100／100以下
その他の期間	100／100以下
その他の期間	25／100以下（部内との均衡を著しく失する場合及び教育職本給表の適用を受ける職員に適用する場合は、50／100以下）

別表第5 経験年数調整表（第7条関係）

学歴区分 (甲)	学歴免許等の区分												
	基準学歴区分			学歴区分(乙)									
	大学卒	短大卒	高校卒	博士課程修了	博士課程修了	修士課程修了	修士課程修了・専門	大学専攻科	大学4卒	大学3卒	短大2卒	短大2卒・高校専攻	高校3卒

				卒後 のも のに 限 る。)		職学 位課 程修 了・ 大学 6卒					科卒		
博士 課程 修了	+ 5 年	+ 6 .5 年	+ 9 年	- 1 年		+ 3 年	+ 4 年	+ 5 年	+ 6 年	+ 6. 5年	+ 8 年	+ 9 年	+ 1 0年
修士 課程 修了・專 門學 位程 修了・大 學 6 卒	+ 2 年	+ 3 .5 年	+ 6 年	- 4 年	- 3 年		+ 1 年	+ 2 年	+ 3 年	+ 3. 5年	+ 5 年	+ 6 年	+ 7 年
大學 專攻 科卒	+ 1 年	+ 2 .5 年	+ 5 年	- 5 年	- 4 年	- 1 年		+ 1 年	+ 2 年	+ 2. 5年	+ 4 年	+ 5 年	+ 6 年
大學 4卒		+ 1 .5 年	+ 4 年	- 6 年	- 5 年	- 2 年	- 1 年		+ 1 年	+ 1. 5年	+ 3 年	+ 4 年	+ 5 年
短大 3卒	- 1 年	+ 0 .5 年	+ 3 年	- 7 年	- 6 年	- 3 年	- 2 年	- 1 年		+ 0. 5年	+ 2 年	+ 3 年	+ 4 年
短大 2卒	- 2 年	- 0 .5 年	+ 2 年	- 8 年	- 7 年	- 4 年	- 3 年	- 2 年	- 1 年	- 0. 5年	+ 1 年	+ 2 年	+ 3 年
短大 1卒・高 校專 攻科 卒	- 3 年	- 1 .5 年	+ 1 年	- 9 年	- 8 年	- 5 年	- 4 年	- 3 年	- 2 年	- 1. 5年		+ 1 年	+ 2 年

高校 3卒	- 4 年	- 2 .5 年		- 1 0年	- 9 年	- 6 年	- 5 年	- 4 年	- 3 年	- 2 .5 年	- 1 年		+ 1 年
高校 2卒	- 5 年	- 3 .5 年		- 1 1年	- 1 0年	- 7 年	- 6 年	- 5 年	- 4 年	- 3 .5 年	- 2 年	- 1 年	
中学 卒	- 7 年	- 5 .5 年		- 1 3年	- 1 2年	- 9 年	- 8 年	- 7 年	- 6 年	- 5 .5 年	- 4 年	- 3 年	- 2 年

備考

- 学歴区分（甲）欄並びに基準学歴区分欄及び学歴区分（乙）欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- この表に定める年数は、その者の有する学歴区分（甲）欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分欄又は学歴区分（乙）欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において、「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分（甲）欄の「博士課程修了」の区分に対応する調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の調整年数とする。

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

イ 一般職本給表（一）初任給基準表

職種	試験	学歴免許等	初任給
一般	九州地区国立大学法人等職員採用試験		1級25号給
	その他	高校卒	1級1号給

ロ 一般職本給表（二）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
技能職員	高校卒	1級1号給
労務職員		1級1号給

備考

- 職種欄の各区分については、別表第2の一般職本給表（二）級別資格基準表の備考第1項に定めるところによる。
- 別表第2の一般職本給表（二）級別資格基準表の備考第2項に規定する職員に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については同項の規定を準用する。
- 職種欄の「労務職員」の区分の適用を受ける職員であつて、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有するもの（次項に規定する職員を除く。）については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号給をそれぞれ次の表に定める号給に読み替えることができる。

職種	経験年数	初任給
労務職員	5年以上6年未満	1級5号給
	6年以上7年未満	1級9号給
	7年以上8年未満	1級13号給

8年以上9年6月未満	1級17号給
9年6月以上11年未満	1級21号給
11年以上12年6月未満	1級25号給
12年6月以上14年未満	1級29号給
14年以上15年6月未満	1級33号給
15年6月以上17年未満	1級37号給
17年以上	1級41号給

注

経験年数欄の経験年数は学歴免許等資格区分表に定める「中学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後のものとする。

- 4 職種欄の「労務職員」の区分の適用を受ける職員のうち、採用困難な職務に従事する職員であって、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有するものについては、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号給をそれぞれ次の表に定める号給に読み替えることができる。

職種	経験年数	初任給
労務職員	5年以上6年未満	1級5号給
	6年以上7年未満	1級9号給
	7年以上8年未満	1級13号給
	8年以上9年未満	1級17号給
	9年以上10年6月未満	1級21号給
	10年6月以上12年未満	1級25号給
	12年以上13年6月未満	1級29号給
	13年6月以上15年未満	1級33号給
	15年以上16年6月未満	1級37号給
	16年6月以上18年未満	1級41号給
	18年以上19年6月未満	1級45号給
	19年6月以上21年未満	1級49号給
	21年以上	1級53号給

注

経験年数欄の経験年数は学歴免許等資格区分表に定める「中学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後のものとする。

- 5 別表第2の一般職本給表(二)級別資格基準表の備考第1項第1号の(1)から(4)までに掲げる者のうち、新たに職員となった者でその職務の級を1級に決定された「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有する者に対する第11条の規定の適用については、1級13号給がこの表の初任給欄の号給として定められているものとして取り扱うことができる。
- 6 前項の規定の適用を受けた職員については、第13条の規定は適當しないものとし、これらの職員に第14条第1項の規定を適用する場合には、同項中、「5年を超える経験年数」とあるのは「2年を超える経験年数」と、同項第3号中「経験年数」とあるのは「経験年数から3年を減じた経験年数」とする。
- 7 この表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格によるものとする。

ハ 教育職本給表(一)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
----	-------	-----

助 教 助 手 U R A	博士課程修了(大学6卒後のものに限る。)	2級37号給
	博士課程修了	2級31号給
	修士課程修了 大 学 6 卒	2級13号給
	大 学 卒	2級 1 号給
教務職員	博士課程修了(大学6卒後のものに限る。)	1級49号給
	博士課程修了	1級43号給
	修士課程修了 大 学 6 卒	1級25号給
	大 学 卒	1級13号給
	短 大 卒	1級 1 号給

ニ 教育職本給表（二）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
教 諭 養護教諭	博士課程修了	2級31号給
	修士課程修了	2級13号給
	大 学 卒	2級 1 号給
	短 大 卒	1級 9 号給
助 教 諭 養護助教諭	大 学 卒	1級21号給
	短 大 卒	1級 9 号給
	高 校 卒	1級 1 号給

備考

この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 別表第2の教育職本給表（二）級別資格基準表の備考第1項の表の基礎学歴の区分に属する学歴免許等資格を取得したとき以後の経験年数から、当該基礎学歴の区分についての経験年数調整表に定める年数とその者の有する学歴免許等の資格の属する区分についての同表に定める年数との差の年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の五に該当する場合にあっては、その年数に6月を加えた年数）
- (2) この表のその者に適用される学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して経験年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で第13条第1項の規定の適用を受けないもの 前号に定める年数に当該加える年数を加えた年数

ホ 教育職本給表（三）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
教 諭 養護教諭 栄養教諭	博士課程修了	2級43号給
	修士課程修了	2級25号給
	大 学 卒	2級13号給
	短 大 卒	2級 1 号給
助 教 諭 養護助教諭	大 学 卒	1級21号給
	短 大 卒	1級 9 号給
	高 校 卒	1級 1 号給

備考

この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、教育職本給表（二）初任給基準表の備考の規定を準用する。

ヘ 医療職本給表（一）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
-----	-----------	-------

薬剤師	大学 6 卒	2級 15 号給
	大学 卒	2級 1 号給
栄養士	大学 卒	2級 1 号給
	短大 卒	1級 11 号給
診療放射線技師	大学 卒	2級 1 号給
	短大 3 卒	1級 17 号給
臨床検査技師	大学 卒	2級 1 号給
	短大 3 卒	1級 17 号給
臨床工学技士	大学 卒	2級 1 号給
	短大 3 卒	1級 17 号給
理学療法士 作業訓練士	大学 卒	2級 1 号給
	短大 3 卒	1級 17 号給
視能訓練士	大学 卒	2級 1 号給
	短大 3 卒	1級 17 号給
言語聴覚士	大学 卒	2級 1 号給
	短大 3 卒	1級 17 号給
歯科衛生士	短大 3 卒	1級 17 号給
	短大 卒	1級 11 号給
	高校専攻科卒	1級 7 号給
歯科技工士	短大 3 卒	1級 17 号給
	短大 2 卒	1級 11 号給
精神保健福祉士 社会福祉士	大学 卒	2級 1 号給
	短大 卒	1級 11 号給
公認心理師	大学 卒	2級 1 号給
救急救命士	大学 卒	2級 1 号給
	短大 3 卒	1級 17 号給
	短大 卒	1級 11 号給
	高校 卒	1級 1 号給
その他	高校 卒	1級 1 号給

備考

- 別表第2の医療職本給表（一）級別資格基準表の備考に規定する職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、同表の備考の規定を準用する。
- 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等の欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

ト 医療職本給表（二）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
保健師	大学 卒	2級 11 号給
	短大 3 卒	2級 5 号給
助産師	短大 3 卒	2級 5 号給
	短大 2 卒	2級 1 号給
看護師	准看護師養成所卒	1級 1 号給

備考

- この表の「准看護師養成所卒」については、別表第2の医療職本給表（二）級別資格基準表の備考第1項に定めるところによる。
- この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第2の医療職本給表（二）級別資格基準表の備考第2項の規定を準用する。

3 準看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第4号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあっては2級15号給、「短大2卒」にあっては2級9号給とする。

別表第8 昇給号給数表（第14条、第31条関係）

ア 一般職本給表（一）7級以下職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4 (教育職本給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの、教育職本給表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの、医療職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職本給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあっては3)	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考

- この表は、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの以外の職員に適用する。
- この表に定める上段の号給数は給与規程第9条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

イ 一般職本給表（一）8級以上職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	2	1	0	0	0

備考

この表は、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものに適用する。

別表第9 休職期間等換算表（第38条関係）

休職等の期間	換算率
就業規則第15条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷又は疾病に係るものに限る。）又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	
就業規則第15条第1項第3号から第5号及び第9号の規定による休職（同項第9号の規定によるものにあっては、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。）の期間	3／3以下
就業規則第15条第1項第6号の規定による派遣職員の派遣の期間	
就業規則第57条に規定する育児休業の期間	
就業規則第58条に規定する介護休業の期間	
就業規則第15条第1項第8号の規定による専従許可の	2／3以下

有効期間	
就業規則第15条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は業務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）の期間	1／3以下（結核性疾患によるものである場合にあっては、1／2以下）
就業規則第15条第1項第9号の規定による休職（当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。）の期間	1／3以下
就業規則第15条第1項第2号の規定による休職（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3／3以下

別表第7 昇格時号給対応表(第20条関係)

イ 一般職本給表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けている号給	昇格後の号給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	1	2	1	1	1		
11	1	1	1	3	1	1	1		
12	1	1	1	4	1	1	1		
13	1	1	1	5	1	1	2		
14	1	1	1	6	2	1	2		
15	1	1	1	7	3	1	2		
16	1	1	1	8	4	1	2		
17	1	1	1	9	5	1	2		
18	1	1	1	10	6	2	3		
19	1	1	1	11	7	3	3		
20	1	1	1	12	8	4	3		
21	1	1	1	13	9	5	3		
22	1	2	2	14	10	5	4		
23	1	3	3	15	11	6	4		
24	1	4	4	16	12	6	4		
25	1	5	5	17	13	7	4		
26	1	6	6	18	14	7	4		
27	1	7	7	19	15	8	4		
28	1	8	8	20	16	8	4		
29	1	9	9	21	17	9	5		
30	1	10	10	22	18	9	5		
31	1	11	11	23	19	10	5		
32	1	12	12	24	20	10	5		
33	1	13	13	25	21	11	5		
34	2	14	14	26	22	11	5		
35	3	15	15	27	23	12	5		
36	4	16	16	28	24	12	5		
37	5	17	17	29	25	13	5		
38	6	18	18	30	26	13	5		
39	7	19	19	31	27	13	5		
40	8	20	20	32	28	13	5		
41	9	21	21	33	29	14	5		
42	10	22	22	34	29	14	5		
43	11	23	23	35	30	14	5		
44	12	24	24	36	30	14	5		
45	13	25	25	37	31	15	5		
46	14	26	26	38	31	15			
47	15	27	27	39	32	15			
48	16	28	28	40	32	15			
49	17	29	29	41	33	15			
50	18	30	30	42	33	15			

別表第7 昇格時号給対応表(第20条関係)

イ 一般職本給表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けている号給	昇格後の号給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
51	19	31	31	43	34	15			
52	20	32	32	44	34	15			
53	21	33	33	45	35	15			
54	21	33	34	46	35	15			
55	22	34	35	47	36	15			
56	22	34	36	48	36	15			
57	23	35	37	49	37	15			
58	23	35	37	50	37	15			
59	24	36	37	51	38	15			
60	24	36	38	52	38	15			
61	25	37	38	53	38	15			
62	25	38	38	54	38	15			
63	26	39	39	55	38	15			
64	26	40	39	56	38	15			
65	27	41	39	57	38	15			
66	27	41	40	58	38	16			
67	28	42	40	59	38	16			
68	28	42	40	60	38	16			
69	29	43	41	60	39	16			
70	29	43	41	60	39	16			
71	29	44	41	60	39	16			
72	30	44	42	60	39	16			
73	30	45	42	61	39	17			
74	30	45	42	61	39				
75	31	45	43	61	39				
76	31	45	43	61	39				
77	31	45	43	61	39				
78	32	46	44	62	39				
79	32	46	44	62	39				
80	32	46	44	62	39				
81	33	46	45	63	40				
82	33	46	45	64	40				
83	33	47	45	65	40				
84	34	47	45	66	40				
85	34	47	46	67	41				
86	34	47	46						
87	35	47	46						
88	35	48	46						
89	35	48	47						
90	36	48	47						
91	36	48	47						
92	36	48	47						
93	37	49	47						
94		49	47						
95		49	47						
96		49	48						
97		49	48						
98		50	48						
99		50	48						
100		50	48						
101		50	48						

別表第7 昇格時号給対応表(第20条関係)

イ 一般職本給表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けている号給	昇格後の号給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
102		50	48						
103		51	49						
104		51	49						
105		51	49						
106		51	49						
107		51	49						
108		52	49						
109		52	49						
110		52							
111		52							
112		52							
113		52							
114		52							
115		52							
116		52							
117		53							
118		53							
119		53							
120		53							
121		53							
122		53							
123		53							
124		53							
125		53							

別表第7 昇格時号給対応表(第20条関係)

□ 一般職本給表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けている号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	2
24	4	12	1	2
25	5	13	1	3
26	6	13	1	3
27	7	14	1	4
28	8	14	1	4
29	9	15	1	5
30	10	15	2	6
31	11	16	3	7
32	12	16	4	8
33	13	17	5	9
34	14	18	6	9
35	15	19	7	10
36	16	20	8	10
37	17	21	9	11
38	18	22	10	11
39	19	23	11	12
40	20	24	12	12
41	21	25	13	13
42	22	26	14	13
43	23	27	15	14
44	24	28	16	14
45	25	29	17	15
46	26	29	18	15
47	27	30	19	16
48	28	30	20	16
49	29	31	21	17
50	30	31	22	17

別表第7 昇格時号給対応表(第20条関係)

□ 一般職本給表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けている号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
51	31	32	23	18
52	32	32	24	18
53	33	33	25	19
54	34	34	26	19
55	35	35	27	20
56	36	36	28	20
57	37	37	29	21
58	38	38	30	21
59	39	39	31	22
60	40	40	32	22
61	41	41	33	23
62	42	42	34	23
63	43	43	35	24
64	44	44	36	24
65	45	45	37	25
66	45	45	38	25
67	45	46	39	25
68	46	46	40	25
69	46	47	41	26
70	46	47	42	26
71	47	48	43	26
72	47	48	44	26
73	47	49	45	27
74	48	49	46	27
75	48	49	47	27
76	48	50	48	27
77	49	50	49	28
78	49	50	50	28
79	49	51	51	28
80	50	51	52	28
81	50	51	53	28
82	50	52	54	28
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29
85	51	53	57	29
86	52	53	57	29
87	52	53	58	29
88	52	54	58	29
89	52	54	59	30
90	52	54	59	30
91	53	55	60	30
92	53	55	60	30
93	53	55	61	30
94	53	56	61	30
95	53	56	62	31
96	54	56	62	31
97	54	57	63	31
98	54	57	63	
99	54	57	64	
100	54	58	64	
101	55	58	65	

別表第7 昇格時号給対応表(第20条関係)

□ 一般職本給表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けている号給	昇 格 後 の 号 級			
	2級	3級	4級	5級
102	55	58	66	
103	55	59	67	
104	55	59	68	
105	55	59	69	
106		60	69	
107		60	70	
108		60	70	
109		61	71	
110		61	71	
111		61	72	
112		61	72	
113		62	72	
114		62	72	
115		62	72	
116		62	72	
117		63	72	
118		63	72	
119		63	72	
120		63	72	
121		63	72	
122		63	72	
123		63	72	
124		63	72	
125		63	72	
126		63	72	
127		63	72	
128		63	72	
129		63	72	
130		63		
131		63		
132		63		
133		63		
134		63		
135		63		
136		63		
137		63		

別表第7 昇格時号給対応表(第20条関係)

ハ 教育職本給表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けている号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	2
22	2	1	5	2
23	3	1	6	2
24	4	1	6	2
25	5	1	7	2
26	6	1	7	2
27	7	1	8	2
28	8	1	8	2
29	9	1	9	3
30	10	1	10	3
31	11	1	11	3
32	12	1	12	3
33	13	1	13	3
34	14	2	14	3
35	15	3	15	3
36	16	4	16	4
37	17	5	17	4
38	18	6	18	4
39	19	7	19	4
40	20	8	20	4
41	21	9	21	4
42	22	10	22	4
43	23	11	23	4
44	24	12	24	4
45	25	13	25	4
46	25	14	26	5
47	25	15	27	5
48	26	16	28	5
49	26	17	29	5
50	26	17	30	5
51	27	18	31	5
52	27	18	32	5

別表第7 昇格時号給対応表(第20条関係)

ハ 教育職本給表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
53	27	19	33	5
54	28	19	34	5
55	28	20	35	6
56	28	20	36	6
57	29	21	37	6
58	29	21	38	6
59	29	21	39	6
60	30	22	40	6
61	30	22	41	6
62	30	22	41	6
63	31	23	42	6
64	31	23	42	7
65	31	23	43	7
66	32	24	43	7
67	32	24	44	7
68	32	24	44	7
69	33	25	45	7
70	33	25	45	7
71	33	26	45	7
72	33	26	46	7
73	34	27	46	7
74	34	27	46	7
75	34	28	47	7
76	34	28	47	7
77	35	29	47	7
78	35	29	48	7
79	35	30	48	7
80	35	30	48	7
81	36	31	49	7
82	36	31	49	8
83	36	32	50	8
84	36	32	50	8
85	37	33	51	8
86	37	33	51	
87	37	33	52	
88	38	34	52	
89	38	34	52	
90	38	34	52	
91	39	35	52	
92	39	35	52	
93	39	35	52	
94	40	36	52	
95	40	36	52	
96	40	36	52	
97	41	37	52	
98	41	37	52	
99	41	37	52	
100	41	37	52	
101	41	38	52	
102	41	38	52	
103	42	38	52	
104	42	38	52	
105	42	39	52	

別表第7 昇格時号給対応表(第20条関係)

八 教育職本給表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
106	42	39		
107	42	39		
108	42	39		
109	43	40		
110	43	40		
111	43	40		
112	43	40		
113	43	41		
114	43	41		
115	44	41		
116	44	41		
117	44	42		
118	44	42		
119	44	42		
120	44	42		
121	45	43		
122	45	43		
123	45	43		
124	45	43		
125	45	43		
126	46	44		
127	46	44		
128	46	44		
129	46	44		
130	46	44		
131	47	45		
132	47	45		
133	47	45		
134	47	45		
135	47	45		
136	48	46		
137	48	46		
138	48	46		
139	48	46		
140	48	46		
141	49	47		
142	50			
143	51			
144	52			
145	53			
146	53			
147	53			
148	54			
149	54			
150	54			
151	55			
152	55			
153	55			
154	56			
155	56			
156	56			
157	57			

別表第7 昇格時号給対応表(第20条関係)

二 教育職本給表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 級			
	2 級	特2級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	1	1	1
27	7	1	1	1
28	8	1	1	1
29	9	1	1	1
30	10	1	2	1
31	11	1	3	1
32	12	1	4	1
33	13	1	5	1
34	14	1	6	1
35	15	1	7	1
36	16	1	8	1
37	17	1	9	1
38	18	2	10	1
39	19	3	11	1
40	20	4	12	1
41	21	5	13	1
42	22	6	14	2
43	23	7	15	3
44	24	8	16	4
45	25	9	17	5
46	25	10	18	6
47	26	11	19	7
48	26	12	20	8
49	27	13	21	9
50	27	14	22	9
51	28	15	23	10

別表第7 昇格時号給対応表(第20条関係)

二 教育職本給表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
52	28	16	24	10
53	29	17	25	11
54	29	18	26	11
55	30	19	27	12
56	30	20	28	12
57	31	21	29	13
58	31	22	30	13
59	32	23	31	14
60	32	24	32	14
61	33	25	33	15
62	33	26	34	
63	34	27	35	
64	34	28	36	
65	35	29	37	
66	35	30	38	
67	36	31	39	
68	36	32	40	
69	37	33	41	
70	37	34	42	
71	38	35	43	
72	38	36	44	
73	39	37	45	
74	39	38	46	
75	40	39	47	
76	40	40	48	
77	41	41	49	
78	41	42	50	
79	42	43	51	
80	42	44	52	
81	43	45	52	
82	43	46	52	
83	44	47	53	
84	44	48	53	
85	45	49	53	
86	45	50	54	
87	46	51	54	
88	46	52	54	
89	47	53	55	
90	47	54	55	
91	48	55	55	
92	48	56	56	
93	49	57	56	
94	49	58	56	
95	50	59	57	
96	50	60	57	
97	51	61	57	
98	51	62	57	
99	52	63	57	
100	52	64	58	
101	53	65	58	
102	53	66	58	
103	54	67	59	

別表第7 昇格時号給対応表(第20条関係)

二 教育職本給表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
104	54	68	59	
105	55	69	59	
106	55	70		
107	56	71		
108	56	72		
109	57	73		
110	57	74		
111	57	75		
112	57	76		
113	58	77		
114	58	77		
115	58	78		
116	58	78		
117	59	79		
118	59	79		
119	59	80		
120	59	80		
121	60	80		
122	60	80		
123	60	80		
124	60	80		
125	61	80		
126	61	80		
127	61	80		
128	61	80		
129	61	80		
130	61	80		
131	62	80		
132	62	80		
133	62	80		
134	62	80		
135	62	80		
136	62	80		
137	63	80		
138	63	80		
139	63	80		
140	63	80		
141	63	81		
142	63	81		
143	64	82		
144	64	82		
145	64	83		
146	64			
147	64			
148	64			
149	65			
150	65			
151	66			
152	66			
153	67			

別表第7 昇格時号給対応表(第20条関係)

木 教育職本給表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特2級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	2	1
11	3	1	3	1
12	4	1	4	1
13	5	1	5	1
14	6	1	6	1
15	7	1	7	1
16	8	1	8	1
17	9	1	9	1
18	10	1	10	1
19	11	1	11	1
20	12	1	12	1
21	13	1	13	1
22	14	1	14	1
23	15	1	15	1
24	16	1	16	1
25	17	1	17	1
26	18	1	18	1
27	19	1	19	1
28	20	1	20	1
29	21	1	21	1
30	22	1	22	1
31	23	1	23	1
32	24	1	24	1
33	25	1	25	1
34	26	1	26	1
35	27	1	27	1
36	28	1	28	1
37	29	1	29	1
38	30	1	30	1
39	31	1	31	1
40	32	1	32	1
41	33	1	33	1
42	34	1	34	1
43	35	1	35	1
44	36	1	36	1
45	37	1	37	1
46	37	1	38	1
47	38	1	39	1
48	38	1	40	1
49	39	1	41	1
50	39	2	42	1
51	40	3	43	1

別表第7 昇格時号給対応表(第20条関係)

木 教育職本給表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けている号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
52	40	4	44	1
53	41	5	45	1
54	41	6	46	1
55	42	7	47	1
56	42	8	48	1
57	43	9	49	1
58	43	10	50	1
59	44	11	51	1
60	44	12	52	1
61	45	13	53	1
62	45	14	54	2
63	46	15	55	3
64	46	16	56	4
65	47	17	57	4
66	47	18	58	4
67	48	19	59	4
68	48	20	60	4
69	49	21	61	5
70	49	22	62	5
71	50	23	63	5
72	50	24	64	5
73	51	25	65	5
74	51	26	66	6
75	52	27	67	6
76	52	28	68	6
77	53	29	69	6
78	53	30	70	6
79	53	31	71	7
80	54	32	72	7
81	54	33	72	7
82	54	34	72	
83	55	35	72	
84	55	36	72	
85	55	37	72	
86	56	38	72	
87	56	39	72	
88	56	40	72	
89	57	41	72	
90	57	42	73	
91	58	43	74	
92	58	44	75	
93	59	45	75	
94	59	46	76	
95	60	47	77	
96	60	48	78	
97	61	49	79	
98	61	50	80	
99	61	51	81	
100	61	52	81	
101	62	53	81	
102	62	54	81	
103	62	55	81	

別表第7 昇格時号給対応表(第20条関係)

木 教育職本給表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けている号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特2級	3 級	4 級
104	62	56	81	
105	63	57	81	
106	63	58		
107	63	59		
108	63	60		
109	64	61		
110	64	62		
111	64	63		
112	64	64		
113	65	65		
114	65	66		
115	65	67		
116	65	68		
117	66	69		
118	66	70		
119	66	71		
120	66	72		
121	67	73		
122	67	74		
123	67	75		
124	67	76		
125	68	77		
126		78		
127		79		
128		80		
129		81		
130		82		
131		83		
132		84		
133		84		
134		84		
135		84		
136		84		
137		84		
138		84		
139		84		
140		84		
141		84		
142		84		
143		84		
144		84		
145		84		
146		84		
147		84		
148		84		
149		84		
150		84		
151		84		
152		84		
153		84		
154		84		
155		84		

別表第7 昇格時号給対応表(第20条関係)

木 教育職本給表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けている号給	昇 格 後 の 号 級			
	2 級	特2級	3 級	4 級
156		85		
157		86		

別表第7 昇格時号給対応表(第20条関係)

へ 医療職本給表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けている号給	昇 格 後 の 号 給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2	1
23	3	3	11	3	3	3	1
24	4	4	12	4	4	4	1
25	5	5	13	5	5	5	1
26	6	6	14	6	6	5	1
27	7	7	15	7	7	6	1
28	8	8	16	8	8	6	1
29	9	9	17	9	9	7	1
30	10	10	18	10	10	7	1
31	11	11	19	11	11	8	1
32	12	12	20	12	12	8	1
33	13	13	21	13	13	9	1
34	14	14	22	14	14	9	1
35	15	15	23	15	15	9	1
36	16	16	24	16	16	9	1
37	17	17	25	17	17	9	1
38	18	18	26	18	18	9	
39	19	19	27	19	19	10	
40	20	20	28	20	20	10	
41	21	21	29	21	21	10	
42	22	22	30	22	21	10	
43	23	23	31	23	21	10	
44	24	24	32	24	22	10	
45	25	25	33	25	22	11	
46	25	26	34	25	22	11	
47	26	27	35	26	23	11	
48	26	28	36	26	23	11	
49	27	29	37	27	23	11	
50	27	30	38	27	24	11	

別表第7 昇格時号給対応表(第20条関係)

へ 医療職本給表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けている号給	昇 格 後 の 号 級						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
51	28	31	39	28	24	12	
52	28	32	40	28	24	12	
53	29	33	41	29	25	12	
54	29	34	42	29	25		
55	30	35	43	30	26		
56	30	36	44	30	26		
57	31	37	45	31	27		
58	31	38	46	31	27		
59	32	39	47	32	28		
60	32	40	48	32	28		
61	33	41	49	33	28		
62	33	42	50	33	28		
63	34	43	51	33	28		
64	34	44	52	34	29		
65	35	45	53	34	29		
66	35	46	54	34	29		
67	36	47	55	35	29		
68	36	48	56	35	29		
69	37	49	57	35	30		
70	37	49	57	36	30		
71	38	50	58	36	30		
72	38	50	58	36	30		
73	39	51	59	37	30		
74	39	51	59	37	31		
75	40	52	60	37	31		
76	40	52	60	37	31		
77	41	53	61	38	31		
78	41	53	61	38			
79	41	53	62	38			
80	42	54	62	38			
81	42	54	63	39			
82	42	54	63	39			
83	43	55	64	39			
84	43	55	64	39			
85	43	55	65	39			
86		56	66	40			
87		56	67	40			
88		56	68	40			
89		56	69	40			
90		56	69	40			
91		57	70	41			
92		57	70	41			
93		57	70	41			
94		57	70	41			
95		57	70	41			
96		58	70	42			
97		58	70	42			
98		58	70	42			
99		58	70	42			
100		58	70	42			
101		59	70	43			

別表第7 昇格時号給対応表(第20条関係)

へ 医療職本給表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けている号給	昇 格 後 の 号 級						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
102		59	70				
103		59	70				
104		59	70				
105		59	70				
106			70				
107			70				
108			70				
109			70				

別表第7 昇格時号給対応表(第20条関係)

ト 医療職本給表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けている号給	昇 格 後 の 号 級					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	1	1	1
19	3	1	7	1	1	1
20	4	1	8	1	1	1
21	5	1	9	1	1	1
22	6	1	10	2	1	2
23	7	1	11	3	1	3
24	8	1	12	4	1	4
25	9	1	13	5	1	5
26	10	1	14	6	2	6
27	11	1	15	7	3	7
28	12	1	16	8	4	8
29	13	1	17	9	5	9
30	14	2	18	10	6	10
31	15	3	19	11	7	11
32	16	4	20	12	8	12
33	17	5	21	13	9	13
34	18	6	22	14	10	14
35	19	7	23	15	11	15
36	20	8	24	16	12	16
37	21	9	25	17	13	17
38	22	10	26	18	14	18
39	23	11	27	19	15	19
40	24	12	28	20	16	20
41	25	13	29	21	17	20
42	26	14	30	22	17	20
43	27	15	31	23	18	20
44	28	16	32	24	18	20
45	29	17	33	25	19	21
46	30	18	34	26	19	21
47	31	19	35	27	20	21
48	32	20	36	28	20	21
49	33	21	37	29	21	21
50	34	22	38	30	21	22

別表第7 昇格時号給対応表(第20条関係)

ト 医療職本給表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けている号給	昇 格 後 の 号 級					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
51	35	23	39	31	22	22
52	36	24	40	32	22	22
53	37	25	41	33	23	22
54	38	26	42	34	23	22
55	39	27	43	35	24	23
56	40	28	44	36	24	23
57	41	29	45	37	25	23
58	41	30	46	38	25	
59	42	31	47	39	26	
60	42	32	48	40	26	
61	43	33	49	41	27	
62	43	34	50	42	27	
63	44	35	51	43	28	
64	44	36	52	44	28	
65	45	37	53	45	29	
66	46	38	54	45	29	
67	47	39	55	46	29	
68	48	40	56	46	29	
69	49	41	57	47	29	
70	50	42	58	47	29	
71	51	43	59	48	30	
72	52	44	60	48	30	
73	53	45	61	49	30	
74	54	46	62	50	30	
75	55	47	63	51	30	
76	56	48	64	52	30	
77	57	49	65	53	31	
78	58	50	66	53	31	
79	59	51	67	54	31	
80	60	52	68	54	31	
81	61	53	69	55	31	
82	62	54	70	55	31	
83	63	55	71	56	32	
84	64	56	72	56	32	
85	65	57	73	57	32	
86	65	58	74	57		
87	66	59	75	58		
88	66	60	76	58		
89	67	61	77	59		
90	67	62	78	59		
91	68	63	79	60		
92	68	64	80	60		
93	69	65	81	60		
94	70	66	81	60		
95	71	67	82	61		
96	72	68	82	61		
97	73	69	83	61		
98	74	70	83	61		
99	75	71	84	62		
100	76	72	84	62		
101	77	73	85	62		

別表第7 昇格時号給対応表(第20条関係)

ト 医療職本給表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けている号給	昇 格 後 の 号 級					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
102	77	74	86	62		
103	78	75	87	63		
104	78	76	88	63		
105	79	77	88	63		
106	79	77	88	63		
107	80	77	89	64		
108	80	78	89	64		
109	81	78	89	65		
110	81	78	90			
111	81	79	90			
112	81	79	90			
113	81	79	91			
114	82	80	91			
115	82	80	91			
116	82	80	92			
117	82	81	92			
118	82	81	92			
119	83	81	93			
120	83	81	93			
121	83	82	93			
122	83	82				
123	83	82				
124	84	82				
125	84	83				
126	84	83				
127	84	83				
128	84	83				
129	85	84				
130	85	84				
131	85	84				
132	86	84				
133	86	85				
134	86	85				
135	87	85				
136	87	86				
137	87	86				
138	88	86				
139	88	86				
140	88	86				
141	89	87				
142	89	87				
143	89	87				
144	89	87				
145	90	87				
146	90	88				
147	90	88				
148	90	88				
149	91	88				
150	91	88				
151	91	89				
152	91	89				

別表第7 昇格時号給対応表(第20条関係)

ト 医療職本給表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けている号給	昇 格 後 の 号 級					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
153	92	89				
154	92					
155	92					
156	92					
157	93					
158	93					
159	93					
160	94					
161	94					
162	94					
163	95					
164	95					
165	95					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					